



1 公的年金制度と看護職

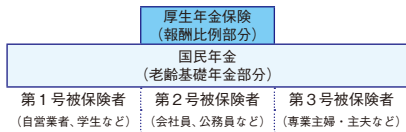
一生働ける国家資格を持つ看護職。転職や進学、結婚・出産などを通じ、複数の年金制度に加入する人も多いことでしょう。定年後もキャリアを生かして働く人や、フルタイム・パートタイムなど多様な働き方をする人も増えていきます。忙しい毎日の中で、今後の人生設計まで考えることは難しいかもしれません。でも、実は年金とはとても長い付き合いになります。老後生活の大切な柱である公的年金制度について、5回にわたってご紹介します。カンゴサウルスと一緒に学んでいきましょう！

公的年金制度の仕組みは2階建て

わが国の公的年金制度は、原則として20歳以上の国民が強制的に加入する「国民皆年金」で、誰もが年金を受給するまで40年近く何らかの年金制度に加入しています。仮に65歳から平均寿命まで老齢年金を受給するとした場合、保険料納付期間を含めて70年近く年金制度と付き合い合うことになります。

制度は、図1のように2階建てになっています。

【図1】第1～3号被保険者の公的年金の仕組み



す。国民年金制度は原則全員が加入する仕組み。自営業者や学生などの第1号被保険者、会社員や公務員などの第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養配偶者である専業主婦・主夫などの第3号被保険者に分けられます。

第2号被保険者は、併せて厚生年金保険にも加入しています。第1号や第3号のみに加入していた場合は、1階部分の「老齢基礎年金」だけの受給ですが、第2号の時期があれば、その期間に見合った2階（報酬比例部分）の「老齢厚生年金」が受給できます。

あなたがもらえる年金額は？

老齢基礎年金は、年金保険料を40年間（480カ月）納めて満額の77万9,300円（年額）が受給できます。納付済み期間が40年より短いと、期間に見合った年額となります。2階の報酬比例部分の年金額は、平均標準報酬に一定の乗率（注）と第2号の被保険者納付期間の月数を掛け合わせたものとなります。

仮に、第1号被保険者期間が9年間、2003年3月までの第2号被保険者期間が12年間（給与の平均月額30万円）、2003年4月以降の第2号被保険者期間が18年間（給与と賞与の平均月額40万円）である人のケースでは、厳密な数字ではありませんが、年金額は1階部分の老齢基礎年金が75万9,818円、2階部分の老齢厚生年金が78万1,358円、合計で154万1,176円（月額12万8,431円）となります。

一方、総務省の家計調査年報によると、老後の消費支出は60歳以上の単身無職世帯の場合、1カ月14万3,826円。月額同士で単純比較すると、年金額収入が消費支出額を1万5,395円、下回ります。皆さんも日本年金機構のHP（図2）から「ねんきんネット」(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)に登録して、年金見込額



【図2】日本年金機構HP「ねんきんネット」ログイン画面

を算出することができます。

次回からは、具体的に老後の年金額を増額する方法について紹介します。お楽しみに！

（注）2003年4月以降と、それ以前とは、乗率が異なります。

年金に関するご相談は、お近くの年金事務所へ

Q&A ナースのはたらく時間・相談窓口

相談 この春、看護師資格を取得し、奨学金の貸与を受けている病院に就職しました。新人で、奨学金のお礼奉公期間だからと、残業の申告を認めてもらえません。

回答 新人職員であることや、奨学金貸与を受けて返済免除のための勤務期間中であることを理由として時間外勤務の申告を認めず、割り増し賃金を支給しないことは労働基準法違反です。

職場で参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習などを行っていた時間も労働時間とされます（本紙2017年2月号当欄参照）。

<相談先>FAX 050-3737-2820

スタッフataraku@nurse.or.jp 看護管理者time-q@nurse.or.jp